三　第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（準用）

第九十条の十一　登録無形民俗文化財保存活用計画については、第七十六条の十四から第七十六条の十七までの規定を準用する。この場合において、第七十六条の十四第一項中「前条第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、同条第二項中「前条第三項及び第四項」とあるのは「第九十条の十第三項及び第四項」と、第七十六条の十五中「第七十六条の十三第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、「次条及び第百五十三条第二項第九号」とあるのは「第九十条の十第三項各号」と読み替えるものとする。

第九十一条（見出しを含む。）中「重要無形民俗文化財」の下に「及び登録無形民俗文化財」を加える。

第百二十九条の四中「第百五十三条第二項第二十三号」を「第百五十三条第二項第二十五号」に改める。

第百三十三条の三中「第百五十三条第二項第二十四号」を「第百五十三条第二項第二十六号」に改める。

第百四十七条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第百五十三条第一項中第十三号を第十六号とし、第七号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条の六第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

第百五十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　登録無形文化財の登録及びその登録の抹消（第七十六条の八第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

六　登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

第百五十三条第二項中第二十七号を第二十九号とし、第十六号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「重要無形民俗文化財」の下に「及び登録無形民俗文化財」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十条の十第三項の認定（第九十条の十一において準用する第七十六条の十四第一項の変更の認定を含む。）

第百五十三条第二項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「重要無形文化財」の下に「及び登録無形文化財」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　登録無形文化財保存活用計画の第七十六条の十三第三項の認定

第百八十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

第百八十二条の次に次の一条を加える。

（第百八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案）

第百八十二条の二　都道府県又は市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2　都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3　文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第百八十三条の五の見出しを「（認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案）」に改め、同条第一項及び第三項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。

第百八十四条第一項第一号中「第七十四条第二項」の下に「、第七十六条の十第二項」を、「第八十七条第二項」の下に「、第九十条の七第二項」を加える。

第百九十二条の六第二項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。

第二百二条第五号中「第百二十九条の五」を「第七十六条の十五（第九十条の十一において準用する場合を含む。）、第百二十九条の五」に改める。

第二百三条第二号中「第七十三条」の下に「、第七十六条の九」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十七条第二項ただし書の改正規定、第百八十二条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

2　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「同じ。）」の下に「又は登録無形文化財（同法第七十六条の七第五項に規定する登録無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。）」を、「第七十一条第二項」の下に「又は第七十六条の七第三項」を加える。

第十二条第一項中「重要無形文化財又は」を「重要無形文化財、登録無形文化財」に改め、「をいう。）」の下に「又は登録無形民俗文化財（同法第九十条の六第一項に規定する登録無形民俗文化財をいう。）」を加える。

（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の一部改正）

3　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項及び第三項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。

文部科学大臣　萩生田光一
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉